

平成22年7月29日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 沖村



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会は、平成22年6月30日に、兵庫県知事から審査依頼を受けた投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審査案件1件について、投資効率や実施過程の透明性の一層の向上を図るために、事業の必要性、有効性、効率性、環境適合性、優先性の観点から、さらには、県民からの視点を念頭に、慎重に審議を行った。

その結果、新規事業1件について「新規着手」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

1 ほ場整備事業

(1) 経営体育成基盤整備事業 新田地区 (南あわじ市)

本事業は、耕地利用率が132.5%と営農意欲が高いものの、農地が小区画かつ不整形であるなどの課題を有している当該地区において、農地の区画整理や水利統合による用水路のパイプライン化などの基盤整備を実施するものである。

本事業により、水稻・レタス・玉ねぎなどの主要作物の生産性の向上を図るとともに、効率的かつ安定的農業経営を目指す認定農業者の育成・拡大と、こうした認定農業者などの地域農業の担い手への農地の利用集積を進めようとするもので、当該地区における営農意欲のさらなる向上と地域農業の持続的な発展に資するものであることから、本事業の新規着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、地区内の水環境の保全に努めるとともに、法面等の緑化に際しては、ブラックリスト（兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(2010)）の選定種を地区内に持ち込まないことはもとより、在来植生の保全に可能な限り配慮されたい。

また、農地の集積や水利統合を図る一方で、従来からの地域コミュニティにも配慮し、将来の担い手の高齢化を見据えながら、次代を担う認定農業者の育成を促進し、地域農業の維持発展に努められたい。